

平成28年11月

# 置賜広域行政事務組合議会 定例会会議録

平成28年11月14日

置賜広域行政事務組合



---

## 出欠議員氏名

### 出席議員（23名）

1番	海老名	悟	議員	2番	鳥海	隆太	議員
3番	木村	芳浩	議員	4番	渋谷	佐輔	議員
5番	赤間	泰広	議員	6番	宇津木	正紀	議員
8番	川合	猛	議員	9番	高橋	一郎	議員
10番	佐藤	仁一	議員	11番	近野	誠	議員
12番	島津	正幸	議員	13番	加藤	俊一	議員
14番	齋藤	修一	議員	15番	橋本	欣一	議員
16番	遠藤	幸一	議員	17番	関	千鶴子	議員
18番	今野	正明	議員	19番	後藤	恵一郎	議員
20番	嶋貫	栄助	議員	21番	山口	文隆	議員
22番	高野	健人	議員	23番	安部	春美	議員
24番	遠藤	和彦	議員				

### 欠席議員（1名）

7番 田中 貞一 議員

---

## 出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	中川 勝	代表監査委員	濱田 俊明
会計管理者	神田 仁	事務局局長	伊藤 秀一	
消防長	鈴木 秀一	事務局総務課長	八幡 伸弥	
事務局施設課長	金子 修	米沢クリーンセンター所長	我妻 潤一	
長井クリーンセンター所長	甕岡 弘明	南陽クリーンセンター所長	高橋 正幸	
南陽やすらぎ荘長	高橋 良明	千代田クリーンセンター所長	安部 実	
消防次長兼消防総務課長	樋口 洋介	消防次長兼米沢消防署長	鈴木 敏幸	
消防次長兼南陽消防署長	山口 伸治	消防本部予防課長	鈴木 正志	
消防本部警防通信課長	数見 等	消防本部救急救助主幹	高橋 雄二	
米沢消防署統括主幹	赤井橋 政広	高島消防署長	小田部 正浩	
川西消防署長	渡部 恭介			

---

## 出席した事務局職員職氏名

議会書記長	高野 正雄	議会主幹	三原 幸夫
事務局総務課長補佐	高橋 賢		

---

## 議 会 定 例 会 議 事 日 程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報第 2 号 専決処分事件の報告について
- 日程第 6 認第 1 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 2 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 3 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 議第 2 1 号 組合有財産（不燃ごみ運搬自動車）の取得について
- 日程第 10 議第 2 2 号 組合有財産（焼却灰運搬自動車）の取得について
- 日程第 11 議第 2 3 号 平成 28 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議第 2 4 号 平成 28 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）

---

### 午後 4 時 2 分 開会

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議に欠席通告の議員は、7 番田中貞一議員であります。よって、ただいまの出席議員は 23 名であります。

去る 11 月 1 日招集告示されました平成 28 年 11 月置賜広域行政事務組合議会定例会は、ここに成立いたしました。

ただいまから、平成 28 年 11 月定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

このたび、白鷹町議会において、選出議員の交替選任がありましたので、この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。

これによる仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

---

## 日程第1 議席の指定

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議席の指定を行います。

白鷹町議会における、選出議員の交替選任による議席の指定であります。  
会議規則第4条第2項の規定により指定いたします。

18番 今野正明 議員  
以上であります。

.....

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○**渋谷佐輔議長** 日程第2、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

5番 赤間泰広 議員  
9番 高橋一郎 議員  
14番 齋藤修一 議員  
以上3名の方をお願いいたします。

.....

## 日程第3 会期の決定

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日1日間と定めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

.....

午後4時5分 休憩

○**渋谷佐輔議長** ここで暫時休憩いたします。

〔6番 宇津木正紀 議員 質問席に移動〕

.....

午後4時6分 再開

○渋谷佐輔議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 一般質問

○渋谷佐輔議長 日程第4、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

6番、宇津木正紀議員。

〔6番 宇津木正紀 議員 登壇〕

○6番（宇津木正紀議員） 長井市議会の宇津木正紀でございます。置広議会での一般質問は初めてですので、よろしくお願いいたします。

中川理事長は、理事長職に就かれまして間もなく1年になります。中川理事長には、置賜3市5町の融和を進めながら、強いリーダーシップで、住みよい置賜づくりに努められることを期待いたすものでございます。

さて、この度、私の一般質問における質問事項は、余熱利用施設整備基金についての1点であります。余熱利用施設整備基金について、今後、どのように運用・活用していくのか、理事長の所見を伺います。

余熱利用施設整備基金の現在の額は、2億6,521万円余りであります。今後、この基金をどのように運用していくのか、方向性があればご説明願います。私は余熱利用施設を整備できるものは整備し、置広の課題解決にこの基金を活用していくべきという考えで、以下、質問をして参ります。

私はまず、「湯るっと」のパークゴルフ場の整備をしてはいかがかと考えています。現在のパークゴルフ場は、3コース27ホールで中途半端であります。公式大会の基準の4コース36ホールに整備すれば、大きな大会が実施できます。整備手法は、「湯るっと」の東エリアの多目的広場を大会の時だけ使えるように整備できないものでしょうか。大会以外の時期は、今までどおり使っていただくというものです。理事長の考えを伺います。

もう一つの考え方としては、余熱利用施設の整備をしっかりと、置広・置賜市町全体の事業のために、この基金を活用できないものでしょうか。置広の大きな課題の一つは、ごみ処理施設の新たな整備と老朽化による事業費の増大、それに反して人口減による税収の減額にあると思います。新たな施設整備が必須で、かつて整備した施設が老朽化して、修繕費がかさんでいく。しかし、3市5町の人口は減少し、負担金の財源となる税収が減額して、構成市町の財政が厳しくなっていくことは、今から想定されることだと思います。事業費の増加により、今後の負担金の増加を抑制できるように、余熱利用施設整備基金を他の事業に活用できないものでしょうか。余熱利用施設整備基金は、平成11年度に創設されたと同っています。東日本大震災後、固定価格買い取り制度により、電力の買い取り価格が大幅に高くなりました。そのことによって、基金創設当初より基金額が大幅に増えました。基金創設時には、2億

6, 521万円余りの基金額になることは想定外だと思います。余熱利用施設整備基金の有効活用について、理事長の考えを伺います。

○**渋谷佐輔議長** 答弁を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいまの宇津木正紀議員のご質問にお答えいたします。

余熱利用施設整備基金は、千代田クリーンセンターで発電した電力の売り払い収入を主な原資として、平成11年に設置・造成し、これまで、余熱利用施設「湯るっと」のパークゴルフ場のコース増設などに充当しており、今後は建物やプールシート、機械設備の補修など、大規模修繕への充当を目的に積み立てているものであります。

この基金を活用して、「湯るっと」の芝生広場にパークゴルフ場を整備してはとのご質問でありましたが、大会の開催を通して、一層の利用拡大が期待される場所であると思います。しかしながら、現在の利用状況を見ますと、昨年8月に1コースを増設し、3コースでリニューアルオープンし、1年が経過しましたが、利用者数は5千人という状況であります。

また、置賜地域には、多くのパークゴルフ場があり、今後もパークゴルフ場の設置が見込まれる状況にありますので、パークゴルフ場と利用者といった需要と供給のバランスを見極める必要があると、このように考えております。

一方、「湯るっと」は、地元高畠町の議会及び住民の意向を尊重しながら、本組合議会においても、さまざまな議論を重ねていただき、「置賜の広域交流」、「健康保持・増進」、「環境共生」をコンセプトに、広域交流拠点施設に位置づけられた施設でもあります。なかでも芝生広場については、広域交流広場として、周辺の河川景観と一体的な雰囲気の中で、豊かな自然と触れ合える空間として整備したものであり、これまでも広域的及び多世代間交流を目的とした事業を展開し、「いつでも・誰でも・無料で」利用可能な施設となっております。こうした状況から、公式大会の開催に限るものであっても、芝生広場へのパークゴルフ場の整備は、しばらく状況を見極める必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、本組合では、現在、重点事業として、千代田クリーンセンター焼却施設の基幹的設備改良事業、さらに平成32年度から埋め立て開始予定の最終処分場整備事業を推進しており、これらには莫大な費用を要することから、構成市町の厳しい財政状況に鑑み、分担金に代え、焼却施設整備における談合訴訟の解決金を原資とする「ごみ処理施設整備基金」を充当することとしております。しかしながら、最終処分場予定地に埋蔵文化財が見つかり、発掘調査に要する経費として1億7,000万円が必要となるなど、当該基金では充足できず、最終処分場整備事業には、3億円を超える分担金を充当する必要があります。このことから、今後は、余熱利用施設整備基金のあり方や最終処分場整備事業への充当について検討し、構成市町の財政負担の軽減を図る必要があると考えております。

最後に、「固定価格買い取り制度」についてであります。本組合は、平成25年より、国が太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及を図るために買い取ることを義務づけた本制度を活用し、有利な契約単価で東北電力に売り払いを行っております。しかし、この制度は、平成30年10月末をもって終了するため、その後の契約

単価は、電力会社との協議で定めることになっていることから、同程度の積立金を確保できるかは難しいと想定されますので、状況を注視しながら対応していかなければならないと、このように考えているところです。

○**渋谷佐輔議長** 宇津木正紀議員。

○**6番（宇津木正紀議員）** 詳しいご説明、ありがとうございました。

最初にお聞きしたいのですが、余熱利用施設整備基金については、ただ今、理事長が仰ったとおりに高島町と地元の理解を得ながら進めていかなければならない、それは誠にそのとおりでと思います。その理解を得なければ、基金を他に使用ができないのか、それとも地元の理解を得ながら理事会や議会などで決められるのか、その点、どのような段取りが必要なのか、もし、これから使用させていただくならば、そこをどう解決していくのか、理事長の考えをお伺いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 中川理事長。

○**中川勝理事長** 千代田クリーンセンターにつきましては、新設する時に3市5町で様々な議論を重ねながら、そして高島町と建設に向けた協議を重ねてきた記憶があります。そういうなかで、設置自治体である高島町の内部でもこの施設について議論を重ね、その後、置広でも検討してきた経過もございます。そういうことから、基本的に約束事はしっかりと守っていく必要があると、私は思っております。

ただ、そういうものも時代とともに変化が出てくる部分もあると思っておりますので、必要なものであれば、当然、理事会の中で検討して結論を出すことになろうかと、このように考えております。

○**渋谷佐輔議長** 宇津木正紀議員。

○**6番（宇津木正紀議員）** 先ほど理事長からありましたように、「ごみ処理施設整備基金」が現在、4億2,000万円ほど、これは解決金といいますか和解金ですので、増えることはない、使ってしまうと無くなるものです。それに対して、余熱利用施設整備基金は、平成31年度に買い取り制度が終了しますが、ある程度の積立てはできると。これまでの買い取り価格ではないが、基金にはある程度の上増しが期待できるのかなと思いますので、ぜひ、これの有効活用をしていただき、各自治体の負担を少なくしていくように、検討していただきたいと思っております。

それから、パークゴルフ場の件につきましては、他のパークゴルフ場はしっかりとした4コースの36ホールを整備しているところもあります。それに対して、「湯るっと」のパークゴルフ場もしっかり整備しないと魅力がなくなって、利用者が益々減ってしまうのではないかと思います。

もう一点ですが、「湯るっと」のパークゴルフ場は置賜地域住民の健康増進に帰する施設だけではなく、交流人口の増加が期待できる可能性がある施設だと思います。このパークゴルフ場は、来年度に開通する東北中央自動車道のインターチェンジからも至近距離にあり、福島市からの所要時間も約1時間と聞いております。また、仙台市と新潟市のほぼ中央に位置しており、山形県、宮城県、福島県、新潟県のほぼ中央にあるため、そういうエリアの大会としては、とてもいい場所だと思います。南東北、新潟からの交流人口の増加が期待できると思っておりますので、その辺も考えながら、ぜひ、ご検討をいただければと思います。

かなり難しいようなこともお話をしていますので、要望とさせていただきます、以上で質問を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 以上で、6番、宇津木正紀議員の一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

〔6番 宇津木正紀 議員 自席に移動〕

〔2番 鳥海 隆太 議員 質問席に移動〕

---

## 午後4時21分 再開

○**渋谷佐輔議長** それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、鳥海隆太議員。

〔2番 鳥海隆太 議員 登壇〕

○**2番（鳥海隆太議員）** 皆さん、こんにちはということから始めさせていただきます。また、今回は、一般質問が2名だということで、置広始まって以来ではないですが、2度目だと聞いております。若干ではありますが、置広議会も活性化してきたのではないのかなというように思う次第であります。また、ちょっと季節の話題ではありませんが、本日はスーパームーンだそうです。次は、18年後になるそうですので、皆さんもお見逃しすることがないように。では、さっそく私からの質問に移らせていただきたいと思います。

私からの質問は、置賜広域行政事務組合の今後のあり方という質問になります。壇上からの質問としましては、組合の事業を今後どのように考えているのかというような質問をしたいと思っています。この広域行政事務組合は、釈迦に説法のような話になってしまっていますが、どのような事業を行っているのかを考えますと、広域的な事業を連携して、簡単に申し上げますとスケールメリットを活かそうというような事業があります。ごみ処理にしてもそうですし、消防にしてもそうですし、し尿処理にしてもそうですし、電算事務においても、私はそうだと思います。しかしながら、これからの置広のこの事業が、今までどおり継続してできるのかということを考えてときに、必ずしも私はこのまま続くとは言いきれないというようなことを思うわけでありまして。例えばですが、我が米沢市におきましても、二重行政のようなことをやっていないのかとういことも提起されております。それは、私が言っていることですが。そういう中で、簡単に言えばし尿処理、これは米沢市だけでもできるのではないのかということも言われておりますし、電算事務においても、果たして今までどおり置広に委託してされるのかなという部分もあります。そうやって、一つ一つクシの歯が抜けるように落ちていくと髪が梳かせないような状態、いわゆる仕事ができないような状態になってくるのではないのかなと。私は、この置賜広域行政事務組合といえども、そうやってあがってくる仕事だけではなくて、生み出すこともしなくてはいけないと思うわけでありまして。具体的にそうしなければいけないというようなことは、2回目の質問に温

めておきたいと思いますが、私はまず最初に理事長をはじめ、この事務組合の皆さんが今後どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○**渋谷佐輔議長** 答弁を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいまの鳥海隆太議員のご質問にお答えをいたします。

全体として、漠然としたご質問でありまして、非常に難しい答弁だと思っております。本組合のような一部事務組合は、地方自治法に基づき構成市町の協議により、事務の一部を共同処理するため、議会の議決を経て規約を定め、国や都道府県の許可を得て設立された特別地方公共団体であります。

地方自治法に基づく行政事務の共同処理につきましては、総務省の検討会報告書によると、事務の委託が全体の約7割で、一部事務組合が約2割、その他1割となっております。

一部事務組合の設立は、国の要綱に基づき昭和44年より都道府県が広域市町村圏を設定したことに始まり、広域ネットワークの形成及び広域事務処理の整備に主眼が置かれたところでありました。

置広が設立された前年の昭和45年より、1期10年間の計画を第4次まで策定してきたところであり、これら4つの計画には基本構想として、それぞれの時代に即した置賜圏域の将来像を掲げ、圏域の一体的な発展・振興を目標に、これまで40年以上の長きにわたって、取り組んできたところであります。

この基本構想は、向こう10年間に、構成市町とともに創り上げる置賜圏域の将来像であり、圏域の将来の方向性を示す重要なものであるとの認識から、それぞれの時代時代に、議会からもご検討をいただきながら、議決という重要な判断をいただき、その積み重ねであると認識をしているところであります。

これまで、国の要綱に基づく特別交付税措置、有利な地方債の発行などの財政支援もあり、構成市町の共同処理事務の受け皿となって、圏域の総合的な振興整備を図るための広域行政を進めてきたところであります。

しかしながら、地方分権の推進、市町村合併という時代の流れから、平成21年3月に国の施策を示す「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止となり、計画の策定を含め、今後の広域行政は、関係市町の自主的な協議により取り組まれることが適当との考えが国から示されました。

本組合では、構成市町と協議を行い、ふるさと市町村圏計画が置賜地域の一体的発展振興に果たしてきた役割は重要との認識から、引き続き計画を策定することとして、平成24年度に第5次計画を策定し、「豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏」を置賜の将来像に掲げ、広域行政を推進しているところであります。

具体的には、「新たな広域連携の研究・推進」として、共同処理事務の可能性の検討や、構成市町が抱える課題を広域連携により解決することを目的に取り組んでおります。また、近年は、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会経済構造の変化への対応や、地方分権に対応するため、構成市町が基礎自治体としての役割を強く求められております。

このようなことから、本組合においては、構成市町に多くの課題があるものと認識しており、例えば定住促進や研修事業など、十数項目にわたる共通の課題を抽出したところであり、現在、課題解決に向けた具体的な施策に取り組むために、調査・研究に努めているところであります。

事務の共同処理は、構成市町が今後の事務執行を行う上で、重要な選択肢の一つと考えており、より一層、地方分権の進展が予想される中で、基礎自治体として構成市町が自主的かつ主体的に検討することが重要と考えており、同時に本組合が果すべき役割も重要性が増すものとの認識をしているところであります。

これらの対応としては、構成市町との役割分担を明確にし、本組合では、市町間連携の成功事例といった先進的な取り組みの調査・研究をはじめ、その情報提供を行い、協議や合意形成の場としての役割を果たしながら、新たな広域行政につなげるための検討を、今後も重ねてまいり所存でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 鳥海隆太議員。

○**2番（鳥海隆太議員）** ご答弁をいただきありがとうございます。私は、広域行政事務組合というのは、今後の地方自治において、やり方次第によっては非常に有効なものだと、常々考えているわけなんです。今回、将来的な事業として、漠然とした質問を始めにさせていただきました。これから質問をするのは、具体的なことを申し上げたいと思います。

例えばですが、構成自治体でもいろいろ事務の効率化などを考えて、提案することもあるわけです。大いにして、どこも同じような回答になると思いますが、予算がかかりすぎるとか、手間がかかりすぎるとか、そういうような話が各構成自治体でもなされていると思います。コストや手間の面ということであれば、スケールメリットを活かせる置賜広域行政事務組合でやるべきではないかと、それが今後の置広が進んでいく道なのではないかと強く思うわけなんです。

少し考えますと、住民票ですが、現在は各自自治体で交付しているわけですが、他の県の市や町でも行っておりますコンビニ交付というものがあります。これは、インシヤルコスト、そういう面では若干、大きな部分があると思いますが、コンビニ交付を置広で率先して行えば構成自治体の方でも、その分のコストが浮いてくるのではないかと。浮くという表現はおかしいかもしれませんが、もっと予算を有効に使えると考えられるのではないかと思うわけです。

また、他にもいろいろ考えますと、ふるさと納税のポータルサイトを他に委託するのではなく、置広でポータルサイトを運営してもいいのではないのかなと思うわけなんです。

そういうふうに考えていきますと、いろいろなことで幅を広げていけないのではないかと、これもあれもというように申し上げる前に、まず直接的な住民にもプラスになる、そして構成自治体にもプラスになるような住民票のコンビニ交付に取り組んでみてはいかがかと、検討してみたいとはいませんが、検討・研究するぐらいはできるのではないのかなと思うわけです。現に、電算事務にしましても、米沢市でもだいたい委託しており

ますが、住民票の記録業務や軽自動車税の納税などの税務関係、民生でも年金業務など、長井市さんや南陽市さん、白鷹町さんでも置広に委託しているわけです。そういうようなところもありますので、これをもっと進化させて行ってもいかがなのかなと。とりわけ、住民票のコンビニ交付の検討、研究をしてみてもどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 中川理事長。

○**中川勝理事長** いろいろご指摘をいただきながら、住民票のコンビニ交付についてのご質問であります。その件につきましては事務局長の方から答弁をさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、広域行政をどのよう推進していくのか、そして、そのために、今することは何なのか、先ほども財政的な各市町負担についてもお話をさせていただき、なるべく構成市町の財政に影響が出ないようにすることが基本的な考えであります。

そして、本当にこれからの置賜地域の行政が、何を広域行政として求めてくるのか、そういったこともしっかりと考えながら、ただ今、議員からもお話がありましたコンビニ交付が最初に取り組む必要があるのか、それとも、ある程度の時間をかけながら検討し、関係市町のご意見などをお聞きしながら進めていかなければいけない部分もありますので、これからの新たな事業としては、そういう手順を踏まなければいけないものと考えておりますので、これからの置広全体の事業運営につきましては、まず、何が必要なのかどうすることもしっかりと考えながら、そして構成市町の財源負担がなるべく少ないような考えで進まなくてはいけないと考えております。

コンビニ交付につきましては、事務局長よりお答えいたします。

○**渋谷佐輔議長** 伊藤事務局長。

○**伊藤秀一事務局長** 議員からご質問がありましたコンビニ交付につきまして、お答え申し上げます。コンビニ交付サービスにつきましては、住民の方が申請して交付される個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードや住民基本台帳カードを用いまして、市役所・役場に出向くことなく、身近にあるコンビニエンスストアなどに設置された端末から、住民票の写しをはじめ、各種証明書が取得できるサービスでございます。

構成市町では、住民基本台帳システムの運用を開始いたしまして、マイナンバー制度の導入に伴うシステム改良も進んでいるところでございます。

構成市町がコンビニ交付サービスを導入する場合には、住民の個人情報を取り扱うことから、高いセキュリティーでの管理並びに保護が必要でございます。国の設置した地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S（ジェーリス）のシステムに接続する必要があります。その初期導入費用は約 2, 100 万円、導入後は毎年度、運用費用として市にあっては 300 万円、町にあっては 100 万円の負担となるほか、コンビニ事業者などへの委託手数料として 1 通につき 123 円を支払う必要が出てまいります。

構成市町で使用する電算システムの導入や更新、システム改良については、実情に応じて当該市町それぞれが判断して執り行っているところでございますが、本組合では、コンビニ交付サービスに関する情報提供のほか、構成市町とシステム事業者との

調整を図りながら、コンビニ交付サービスの導入について検討を進めているところ  
あります。

しかしながら、住民の利便性の向上のため導入に向けて推進している市町と、導入・  
運用費用に対する各種証明書の交付件数といった費用対効果の観点から、継続検討と  
している市町がございまして温度差があります。本組合としましては、引き続き情報  
提供と調整を図りながら、構成市町とともに協議・検討を行ってまいりたいと思  
いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 鳥海隆太議員。

○**2番（鳥海隆太議員）** 3回目となりますので、最後の質問になりますが、質問時間  
は何分までとなりますか。

○**渋谷佐輔議長** 50分までとなりますので、残り時間は10分です。

○**2番（鳥海隆太議員）** 前向きな答弁をいただいたような気がいたします。まず、何  
が何でも、一番初めにコンビニ交付だというようなことを申し上げているわけではな  
くて、やはり置広として、新たな姿を見せなくてはいけないだろうと、わかりやすい  
のがコンビニ交付ということですので、もっと全体的にスケールメリットを活かした  
事業、低額でできることとか、すこし調整すればできることとか、いろいろあると思  
うんですよ。先ほど申し上げました、ふるさと納税のポータルサイトもそうだと思  
います。そういうことを、どんどん姿を示していくべきだろうと、私は思うわけなん  
です。

先ほどの答弁の中で、できるだけ財政負担の少ないようにということがありまし  
たが、それは当然のことで、第一義的に考えていただきたいと思います。構成市町は分  
担金をそれぞれ按分して、置広にお支払しているわけです。各業務によっては、この  
自治体は高かったりもしますが、そういう負担方法で運営をされていると。それで  
は、その分担金はどこからきているのかを考えますと、構成市町の市民の方、町民の  
方が負担しているのがほとんどだと思われたいです。分担金は、住民の方で成り立っ  
ているわけですが、杓子定規的に申し上げますと、議員はそういうものをチェックを  
したり、有効な使い方を提案したり、そういうようなことをさせていただいていると認  
識しておりますし、それがやはり議会かなと、議会の大事な仕事かなと思います。そ  
の分担金が、私はすべてではないのかと思うわけですが、はたしてその分担金がしっ  
かりと市民や町民の声を表しているような、またチェックをされているような議会に  
なっているのかと思うわけなんです。

置広の今後のあり方に関連して質問しておりますが、はっきり申し上げますと議員  
の数といいますか人数は、各市町に割り当てておりますが、それが先ほども言いま  
したチェックに結びついているのか、声を代弁する人数になっているのかを考えたとき  
に、必ずしもそうならないのではないかと思います。現在、議員数は各構成市町  
から3名と割り振られておりますが、私は構成市町の割り当て人数においてはもう少  
し考えても、検討してもいいのではないかと考えております。そうすることによっ  
て、先ほども申し上げました分担金の意味合いとか議会の中でのチェック、また市民  
の声の代弁というようなことがしっかりとできてくるのではないのかというように思  
うわけでありたいです。もっといいと思いますと分担金だけではなくて、基金にしても私は按分

してもいいのではないのかなと思うくらいです。按分して、しっかりと使い道を明確にすると。こういうような見方もある一方でできるわけです。負担するだけ負担して、例えば、千代田グリーンセンターでは有価物の売却を行っておりますが、それはどうなんだと。発生してくるものは、各構成自治体から入ってくるけども、そうやって売却したものは基金に積み立てるだけでいいのかと思うわけです。逆から言えば、そういう所もありますので、この議場で理事長に答弁を求めるような筋合いのものではないかもしれませんが、前回、同じような答弁を求めたときと体制も若干、変わっておりますので、そのへんのご認識はいかがなものなのか、検討委員会を立ち上げてその中で検討する、まず、これが大切だろうと私は思うわけでありまして。議会の議員の数を按分割とかではなく、しっかりと応じた数で検討すべきだと思うわけですが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 中川理事長。

○**中川勝理事長** 残り時間も少ないので、その中でお答えができるのかどうかですが、まず、私にとってこの置賜と3市5町と、これからの連携というのは、非常に大切にしていかなければならない、連携を強化していかなければならないものと、このように考えております。

例えば、置広でなくても来年度、米沢市に道の駅が完成した場合には、そこに置賜3市5町のポータルサイトを立ち上げ、私も2市5町の首長さんにお伺いして、どういった観光情報や物産情報をされますかというような質問やアンケートを取って、そういうことも米沢市がしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますから、まずはそういうこともしっかりと考えていきたいという状況にあります。

議員定数の変更につきましては、やはりこういう広域行政を進めている地域や圏域では、構成規模に応じて配分しているところもありますし、また、置広のように均等に割り当てて議員数を配分しているところもあるようであります。確かに、規約には、現在の配分について規定しておりますが、第一義的には、そういう中身でありますけれども、議会の定数問題でございます。そのため、我々とするならば、執行部側、行政側からいいますと議会の定数をどうするかは、越権行為にもあたるのではないのかなと思っておりますので、まずは議会で議論をしていただいて、そしてそのことを理事者の中でどう検討していくのか、それが建前と言いますか筋ではないのかなと思っておりますので、ぜひ、議会でのご議論をいただければありがたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 以上で、2番、鳥海隆太議員の一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

〔2番 鳥海隆太 議員 自席に移動〕

午後4時51分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

## 日程第5 報第2号 専決処分事件の報告について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第5、報第2号専決処分事件の報告についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました報第2号専決処分事件の報告について説明いたします。

本件は、平成28年6月6日及び平成28年6月14日に発生した消防車両による物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第2号は報告事項でありますので、ご了承をお願いします。

.....

## 日程第6 認第1号 平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算外2件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第6、認第1号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、日程第7、認第2号平成27年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び日程第8、認第3号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算の3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました認第1号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、認第2号平成27年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び認第3号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算について、一括して説明いたします。

各会計とも当該決算の詳細につきましては、既に配付しております歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果、本組合監査委員の決算等審査意見書によってご了承賜ることとして、以下、その大要のみ説明いたします。

まず、一般会計決算であります。総務費では、総務管理費において、事務局配置

職員の人件費などのほか、広域連携事業に取り組むとともに、広域交流拠点施設の維持管理に努めたところであります。また、電算共同処理として米沢市ほか2市1町のコンピュータ利用による行政事務の共同化により、効率化を図ったところであります。

次に、民生費の養護老人ホーム南陽やすらぎ荘については、ほぼ定員どおりの入所者の処遇を行ったところであり、入所者の自立に向けた事業を積極的に実施し、適切な処遇に努めたところであります。

次に、衛生費であります。各クリーンセンターにおいて、適正処理のために整備計画に基づく施設の整備を行ったほか、各事業で必要最小限の設備、機器の修繕などを計画的に実施し、施設の保安全管理に努めたところであります。

整備事業に関しては、最終処分場関係で、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成32年度以降の新たな最終処分場に係る基本設計及び環境影響評価調査を実施したところであります。

ごみ焼却関係では、千代田クリーンセンター焼却施設の延命化として基幹的設備を改良するため、最終処分場同様、国の交付金を活用し、平成27年度から3か年継続の建設工事に着手しております。また、平成28年度分の事業を国の補正予算に伴い、平成27年度に前倒しするとともに、翌年度に繰越したものであります。

次に、認第2号ふるさと市町村圏事業費特別会計決算であります。平成24年度に策定した第5次ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づき、広域連携事業として、構成市町の特産品を販売する「置賜八食祭」を継続実施し、地域の魅力の再発見、広域交流を図ったところであります。

また、広域的婚活推進事業では、女子力アップセミナー及び婚活イベントを実施したところであります。

さらに、広域連携の推進に繋げるため、構成市町職員が参加し、圏域の問題や課題を解決する手法を学ぶ「広域連携政策形成セミナー」を実施したところであります。

次に、認第3号消防特別会計決算であります。圏域住民の安全、安心を守るため、消防、救急活動を遂行するとともに、消防10か年整備計画に基づき、消防庁舎整備事業として、有利な財源を活用し、高畠消防署の建設及び解体工事を実施するとともに、(仮称)米沢消防署南西部分署及び南陽消防署の建設工事に着手したところであります。

また、消防車両整備事業については、消防庁舎整備事業と同様、有利な財源を活用し、車両4台を更新したところであります。

以上が一般会計、ふるさと市町村圏特別会計及び消防特別会計の概要であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 続いて、決算の概要について説明をお願いします。神田会計管理者。

〔神田仁会計管理者 登壇〕

○**神田仁会計管理者** 私から認第1号平成27年度置賜広域行政事務組一般会計歳入歳出決算から認第3号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算までの3案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認第1号平成27年度置賜広域行政事務組一般会計歳入歳出決算です。

決算書の1ページと2ページをご覧ください。

歳入の予算現額44億4,024万6千円につきましては、前年度に比べて13億741万3,222円の増となりました。予算現額の内訳は、当初予算額39億8,126万9千円に、補正予算額4億5,897万7千円を増額したものです。調定額は38億9,378万1,864円で、これに対する収入済額は38億9,347万130円であり、前年度に比べて7億5,223万9,401円の増となりました。その結果、予算現額に対する収入率は87.7%、調定額に対する収入率は99.9%となりました。前年度に比べて、収入増となった主な科目は、3款の国庫支出金が2億3,115万3千円の増、5款の繰入金で6,887万9,934円の増、8款の組合債が5億2,870万円の増などです。一方、収入減となった主な科目は、1款の分担金及び負担金が8,113万3,389円の減、6款の繰越金が1,593万4,252円の減などです。不納欠損額の1万1,342円ですが、これはし尿収集手数料で、地方自治法の規定により処理したものです。収入未済額は30万392円で、し尿収集手数料です。

歳出ですが、決算書の3ページと4ページをご覧ください。支出済額は38億451万7,796円で、予算現額44億4,024万6千円に対する執行率は85.7%となり、前年度に比べて7億2,028万2,270円の増となりました。前年度に比べて、支出増となった主な科目は、2款の総務費が3億6,124万8,953円の増、4款の衛生費が7億5,667万7,092円の増などです。一方、前年度に比べて、支出減となった主な科目は、3款の民生費が1,289万7,947円の減、7款の公債費が2,368万1,031円の減などです。

以上の結果、収支状況は収入済額38億9,347万130円から支出済額の38億451万7,796円を差し引いた形式収支額は8,895万2,334円となり、平成28年度へ繰り越しました。

続きまして、認第2号平成27年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算です。決算書の5ページと6ページをご覧ください。

歳入ですが、収入済額は366万8,233円で、調定額366万8,233円に対する収入率は100%です。

歳出ですが、支出済額は366万8,233円で、予算現額492万4千円に対する執行率は74.5%です。

なお、平成28年度への繰り越しはございません。

続きまして、認第3号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算です。決算書の7ページと8ページをご覧ください。

歳入ですが、収入済額は26億6,120万3,996円で、調定額26億6,120万3,996円に対する収入率は100%です。収入の主なものは、分担金及び負担金並びに組合債です。

歳出ですが、支出済額は26億3,055万2,254円で、予算現額26億5,926万3千円に対する執行率は98.9%です。支出の主なものは、1款の消防費で人件費並びに消防庁舎整備などになります。

以上の結果、収支状況は収入済額26億6,120万3,996円から支出済額の

26億3,055万2,254円を差し引いた形式収支額は3,065万1,742円となり、平成28年度へ繰り越しました。

以上が平成27年度決算の概要であります。事業及び金額の詳細につきましては歳入歳出決算概要に記載のとおりですので、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 次に、監査委員から審査結果について報告をお願いします。濱田代表監査員。

〔濱田俊明代表監査委員 登壇〕

○**濱田俊明代表監査委員** 私から決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

監査の対象は、平成27年度置賜広域行政事務組合の一般会計、ふるさと市町村圏事業費特別会計、消防特別会計並びに基金の運用状況などでございます。

平成28年8月29日から9月28日までの間、関係施設において、各会計の関係諸帳簿や証拠書類の照合を行うと共に、施設の所属長及び関係職員から説明を求めて審査を実施いたしました。

審査の結果については、各会計の決算及び基金運用状況調書の係数は正確で、関係法令に準拠して処理されており、予算の執行及び会計処理などについても適正と認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております決算等審査意見書のとおりでございますが、各会計の審査結果の概要について、意見・要望も含めまして申し上げます。

はじめに、一般会計でございますが、歳入決算額は38億9,347万円で、前年度に比べて7億5,223万9千円、率にして23.9%の増加となり、歳出決算額は38億451万8千円で、前年度に比べて7億2,028万2千円、率にして23.4%の増加となっております。実質収支額は8,895万2千円で、単年度収支額は3,195万7千円の黒字となりました。

平成24年度から継続事業として整備を推進してきた、千代田クリーンセンター基幹的設備改良事業の建設工事に本年度より着手したことなどから、決算額は前年度に比べて歳入、歳出ともに増加となっております。

最終処分場整備事業では、次期最終処分場の建設に向けて、平成26年度からの継続事業である計画支援業務で環境影響調査及び地質調査が実施されるなど、組合基幹事業の進展が期待されるところであります。

将来負担すべき組合債の年度末残高は27億6,173万8千円で、千代田クリーンセンター基幹的設備改良事業に伴い、前年度に比べて23.3%増加しております。今後は、最終処分場整備事業の建設工事が計画され、各施設の機械設備の老朽化が進む中で、処理費に占める維持補修費が大きな割合となり、事業費の増加が見込まれるところです。

つきましては、現在、第2次集中改革プランの推進中で、行財政改革の成果が期待されるところでありますが、引き続き、定期的に衛生手数料の原価計算を実施するなど、適正な自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

また、施設運営面においては、国の補助金を活用するなど施設の延命化を図り、

事務事業の効率化かつ効果的な執行に期することはもとより、事務事業の見直しや民間活力の導入など、財政健全化に向けた中長期的な計画を策定し、歳出の徹底した削減を図り、構成市町の財政負担の軽減に向けてなお一層の努力を望むものであります。

次に、ふるさと市町村圏事業費特別会計でございますが、歳入、歳出決算額は同額の366万8千円で、歳入決算額で前年度に比べて296万4千円、率にして44.7%の減少となり、歳出決算額も前年度に比べて225万7千円、率にして38.1%の減少となっております。実質収支額は0円で、単年度収支額は70万7千円の赤字でございます。

基金の一部を長期国債で運用しているほか、銀行などの定期預金などへの積極的な運用を行っていることに敬意を表したいと思います。

また、主な事業といたしましては、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画に基づき、広域連携事業の置賜八食祭や広域的婚活推進事業、さらに広域連携政策形成セミナーが実施されております。低金利下の情勢ではありますが、今後も基金の効率的かつ安全確実な運用に努めるとともに、限られた財源を有効活用し、引き続き圏域の振興に資する事業を展開していただきたいと考えます。

次に、消防特別会計でございますが、歳入決算額は、26億6,120万4千円で、前年度に比べて4億7,633万2千円、率にして21.8%の増加となり、歳出決算額は26億3,055万2千円で、前年度に比べて4億7,363万8千円、率にして22%の増加となっております。実質収支額は3,065万2千円で、単年度収支額は269万4千円の黒字となりました。

平成28年度までの時限立法である緊急防災・減災事業債の活用を図るため、消防10か年整備計画を前倒した消防救急車両の更新に加え、2カ年の継続事業である高畠消防署庁舎整備事業が完了し、(仮称)米沢消防署南西部分署庁舎整備事業、南陽消防署庁舎整備事業及び川西消防署耐震補強事業も推進されているところであります。

消防債の年度末残高は22億2,240万9千円で、消防救急車両の更新及び消防施設整備事業に伴い、前年度に比べて23.3%増加しております。今後も消防施設整備事業債の発行が計画されており、消防10か年整備計画に基づく消防救急車両・消防施設等の更新や維持補修費の増加が見込まれるところです。圏域住民の生命、財産を守るため、より一層の消防救急体制の強化、充実を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により、歳出の徹底した削減を図るなど、構成市町の財政負担の軽減に向けて、引き続き努力していただきたいと存じます。

最後に、各会計とも多額の事業費を要する新規事業が控えている中、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げるよう財政面に配慮した政策を実施していただく必要があります。

そのため、今後の組合の行財政運営にあたっては、引き続き限られた財源の有効活用を図る措置を講ずるとともに、ニーズの変化や時代の要請に的確に対応し、圏域住民の信頼と福祉の増進に応え、費用対効果を主眼とした、適正かつ効果的な執行に努められるよう強く要望するものであります。

以上、各会計の決算審査の報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 以上、提案のありました3件について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認第1号、認第2号及び認第3号を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号及び認第3号は認定することに決しました。

.....

日程第9 議第21号 組合有財産（不燃ごみ運搬自動車）の取得について

日程第10 議第22号 組合有財産（焼却灰運搬自動車）の取得について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第9、議第21号組合有財産（不燃ごみ運搬自動車）の取得について、日程第10、議第22号組合有財産（焼却灰運搬自動車）の取得についての2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第21号組合有財産（不燃ごみ運搬自動車）の取得及び議第22号組合有財産（焼却灰運搬自動車）の取得について、一括して説明いたします。

本案は、千代田クリーンセンターに搬入される不燃ごみを長井クリーンセンターに中継輸送するため、不燃ごみ運搬自動車1台、焼却灰を浅川最終処分場に運搬するため、焼却灰運搬自動車1台を取得することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号及び議第22号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第21号及び議第22号は原案のとおり決しました。

.....

日程第 1 1 議第 2 3 号 平成 2 8 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第 1 号) 外 1 件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第 1 1、議第 2 3 号平成 2 8 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算(第 1 号)及び日程第 1 2、議第 2 4 号平成 2 8 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算(第 2 号)の 2 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第 2 3 号及び議第 2 4 号について、一括して説明いたします。

議第 2 3 号平成 2 8 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算(第 1 号)及び議第 2 4 号平成 2 8 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算(第 2 号)ですが、前年度繰越金の確定に伴う財源組替、人事異動に伴う人件費の補正などの内容であります。

はじめに、一般会計補正予算ですが、補正前の予算総額から 1, 6 7 4 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 2 8 億 7, 7 2 7 万円とするものであります。

歳出ですが、各款において人件費などの補正を行うほか、総務費では、組合庁舎使用に伴う維持管理費及び基金積立金の補正、公債費においては、財源組替及び借入利子の確定に伴う減額を行うものであります。

これらに伴う財源ですが、前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料を減額するものであります。

次に、消防特別会計補正予算ですが、補正前の予算総額から 1, 0 5 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 3 3 億 2, 3 6 7 万円とするものであります。

歳出ですが、常備消防費においては、人件費などの補正を行うほか、公債費では借入額及び借入利子の確定に伴い減額を行うものであります。

これらに伴う財源ですが、前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金を減額するものであります。

以上が一般会計補正予算及び消防特別会計補正予算の内容であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結し、採決

いたします。

お諮りいたします。

議第23号及び議第24号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第23号及び議第24号は原案のとおり決しました。

---

## 閉 会

○**渋谷佐輔議長** 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成28年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後5時25分 閉会

議 長 洪 谷 佐 輔

署 名 議 員 赤 間 泰 広

署 名 議 員 高 橋 一 郎

署 名 議 員 齋 藤 修 一